会議の名称	予算決算特別委員会 開催月日・令和５年９月２２日 開会時間・午前・~~午後~~　９時５７分 閉会時間・午前・~~午後~~１１時４２分
出席者	近藤　伸二　　南谷　清司　　河﨑　周平　　安藤　　誠 後藤　　徹　　佐藤　　健　　栗津　　明　　原　　一郎 安井　智子　　川柳　雅裕　　野口　佳宏　　後藤　國弘 堀　　隆和　　藤川　貴雄　　豊島　保夫　　南谷　佳寛 花村　　隆　　山田　紘治
欠席者	
オブザーバー	
傍聴者	
説明のために出席した者	石黒副市長　吉村市長室長　加藤産業振興部長　藤井建設部長 山田上下水道部長　河田商工観光課長 浅野商工観光課課長補佐　安田農政課長　酒井農政課主幹 上坂土木監理課長　小川土木監理課課長補佐 渡邉都市計画課長　野村都市計画課主幹 髙島都市計画課課長補佐　稲葉都市計画課建築管理室長 澁谷経営課長　前田経営課主幹　中島工務課長 鈴木工務課主幹　箕浦浄化センター所長 山田農業委員会事務局長 堀議会事務局長　藤井議会総務課長　大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任
協議事項	認第　１号　令和４年度羽島市一般会計歳入歳出決算の認定について 認第　２号　令和４年度羽島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 認第　３号　令和４年度羽島市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 認第　４号　令和４年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について 認第　５号　令和４年度羽島市インター北土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について 認第　６号　令和４年度羽島市後期高齢者医療特別会計 認第　７号　令和４年度羽島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 認第　８号　令和４年度羽島市病院事業会計決算の認定につい

	て 認第　９号　令和４年度羽島市水道事業会計決算の認定について 認第１０号　令和４年度羽島市下水道事業会計決算の認定について

	【開会=午前９時５７分】
近藤委員長	ただいまより予算決算特別委員会を始めさせていただきます。本日の付議事件はお手元に配布した通りであります。本委員会に付託されました議案については既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いします。また、執行部におかれましては発言する前に挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようにお願いいたします。 　最初に本日の付議事件のうち、産業振興部及び農業委員会事務局関係分から質疑を行います。「認第１号 令和４年度羽島市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 　まず、認第１号中、産業振興部及び農業委員会事務局関係分について質疑を行います。質疑のある方はご発言を願います。
安井委員	行政報告書８２ページ、５款１項２目、有害鳥獣捕獲事業２９０万４６５７円。前年度に比べて８８万８３１６円増額ですけれども、その理由をお聞かせください。
農政課長	お答えします。増額の理由は動物死体処理回収運搬手数料の件数が令和４年度は３０９件となり、前年度に比べ７３件増加したこと及びアライグマなどの処分業務委託について、新庁舎の移転及び捕獲従事者の安全面から個体処分の場所を市役所北庁舎から捕獲箇所へ変更したことによる委託単価の増額によるものでございます。以上でございます。
安井委員	行政報告書８２ページ、５款１項３目、農業振興費水田営農推進事業６０６万９９６４円。前年度に比べて２２１万４８８９円の減額理由と国産小麦産地生産性向上事業補助金の内訳をお聞かせください。
農政課長	お答えします。減額理由につきましては令和３年度に作付けの現地確認作業の効率化のため、水田等現地調査タブレット型ＧＩＳシステムを導入したことによる減でございます。次に、国産小麦産地生産性向上補助金につきましては、外国産麦から国産麦への切り替えを推薦するために、生産性の向上に必要な営農技術や機械導入を支援するとと

	もに、これらと同時に生産拡大を進めた場合、取り組み面積に応じて助成するもので、水田に作付ける令和５年産の小麦及び大麦が対象となります。具体的には農事組合法人が令和５年産小麦の作付面積を７５２アール拡大したことから増加面積１０アール当たり１万円の単価である生産拡大支援として７５万２０００円の助成と取り組む営農技術により単価は変わりますが、今回は土壌診断及び土壌改良剤の散布を１０７０アールを行ったことから、国が定めた単価１０アール当たり８０００円となり、営農技術導入支援として８５万６０００円助成され、合計１６０万８０００円が助成されたものでございます。以上でございます。
安井委員	続きまして、９６ページ、６款１項２目、ビジネスチャレンジ支援事業１８４０万９２６６円。前年度に比べて１８００万９２６６円増額となっております。創業支援事業費補助金、ビジネスチャレンジ支援金、クラウドファンディング活用補助金の内訳をお聞かせください。
商工観光課長	お答えします。創業支援事業費補助金の内訳といたしましては、羽島商工会議所に対するはしま創業塾開催費用に係る補助金として３０万円を支出したものでございます。昨年度のはしま創業塾には２２人が参加され、３人が実際に創業されたとの報告をいただいております。ビジネスチャレンジ支援金の内訳といたしましては、ビジネスコンペティション会社に係る外部アドバイザーへの謝金として１０万円、消耗品費として８７２８円、ポスター及びチラシの印刷製本費として１８万１９４０円、郵送料として１万９６９８円、最終選考会のビデオ撮影業務委託料として１０万８９００円、コンペティションを通過し、認定された支援事業者１１事業者に対するビジネスチャレンジ支援金として１７５８万６０００円を支出したものでございます。クラウドファンディング活用補助金の内訳としましては、クラウドファンディングを活用して資金調達を行った事業者１社に対して、クラウドファンディング実施費用に係ります補助金として１０万４０００円を支出したものでございます。以上でございます。
粟津委員	行政報告書の８５ページ、５目、地域農政推進対策事業、これの対象者と詳しい内訳を教えてください。
農政課長	お答えします。この事業の対象者につきましては、岐阜

	農業経営者育成発展支援事業を活用した新規就農者など３経営体でございます。その内訳としましては、新規就農者として養蜂及び畜産農家の２経営体、新規就農予定者として、冬春トマトの施設野菜農家１経営体に各５０万円の支援を行ったところでございます。以上でございます。
粟津委員	続きまして８９ページ、６目、多面的機能支払事業の詳細を教えてください。
農政課長	お答えします。この事業は水路の草刈りや泥上げなどの地域の農地や用水などの保全活動に取り組む農業者や自治会等の地域住民団体で構成する活動組織に対して支援する交付金でございます。令和４年度の活動組織は１１組織でございます。以上でございます。
川柳委員	行政報告書の８５ページをご覧ください。農業振興費の畜産振興事業、９４１万６８０円について、前年度に比べて８５２万２４００円の大幅な増額となっています。この経費の内訳を見ますと、一目、強い畜産構造改革支援事業補助金８８５万円に当たるものだというふうに私は思いますけれども、内容と成果についてお知らせください。
農政課長	お答えします。令和４年度の強い畜産構造改革支援事業につきましては､飼養牛の増等に伴う堆肥の適切な処理や、需要に合った安定的な供給を図ることを目的に堆肥舎を１棟建設する畜産農家を支援するために、経費の一部を補助したものでございます。以上でございます。
川柳委員	今回は堆肥舎を１つ増設するという補助をされるということですが、こういう畜産業に対する支援事業は他にどういうものがあるのか、過去の例を教えてください。
農政課長	現在行っている畜産振興事業でお答えさせていただきます。令和５年度につきましては、強い畜産構造改革支援事業を活用し､牛の発情発見器を導入する予定でございます。また、今議会で補正をお願いしています、自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業につきましては、牧草等を収集する際に使用する作業機械であるロールヴェーラーの導入を予定しております。今後も各種補助事業を活用し、市内の畜産農家の支援を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

豊島委員	産業振興部関係で、決算書１０４ページ、行政報告書８２ページですが、５款１項３目、農業振興費、花の里推進事業で、５６５万２６７０円は大賀ハス・菖蒲ほ場を適正に管理したと記載がありますが、それぞれの花の状態はどうであったのか、またもう一点、美濃菊展実行委員会補助金が前年度に比べて９２万８０５４円の増額となっております。その理由と成果についてお伺いをいたします。
農政課長	お答えします。大賀ハス、菖蒲の花の状態でございます。江戸菖蒲、舞妃蓮、スイレンにつきましては、例年通りよく咲いている状況でございます。大賀ハスにつきましては、開花状況が良くない状況が続いておりますが、令和４年度につきましては令和３年度の開花数よりも多く咲いている状況でございます。続きまして、美濃菊展の補助金の増額理由につきましては、令和３年度まではコロナ禍により中止していた美濃菊展を３年ぶりに開催したことに伴う会場設営費、運営費の増によるものでございます。以上でございます。
豊島委員	特に花の里推進の中でも、前段で申し上げた大賀ハス・菖蒲ほ場については、天候とかいろいろありますが、管理が問題だと思いますので、これはしっかりとチェックをしていきたいと思っております。 続いて、決算書１０６ページ、行政報告書８６ページの５款１項５目、地域農政推進対策事業費、ここの地産地消推進事業１４４万７９６１円について、学校給食の地産地消推進事業費補助金が前年度に比べて３７万４０５８円の大幅な減額となっております。この理由をお聞きしますのと、農業の６次産業化支援事業補助金の内容とその成果についてもお伺いします。
農政課長	お答えします。学校給食地産地消推進事業費補助金の減額理由につきましては、国の交付金を用いて、令和４年８月から令和５年３月まで給食費の無償化が行われたことにより、補助金算定の対象期間が令和４年４月から７月までの４カ月となったことによるものでございます。次に、６次産業化支援事業補助金につきましては、県の補助事業である農業６次産業化促進支援事業を活用し、農業者による農産物の加工販売を支援する事業でございます。令和４年度は市内の施設野菜農家に対し、収穫される野菜を使った

	ケーキを作るための機械導入を支援するため、経費の一部を補助したものでございます。以上でございます。
豊島委員	６次産業の方で、個人情報や固有名詞は結構ですが、野菜等の種類がお伺いできれば、種類だけお伺いします。
農政課長	種類につきつきましては、トマト農家でございます。
豊島委員	同じところですが、昨年もありました、大豆の試験栽培についての現在の状況と今後についてお伺いします。
農政課長	お答えします。令和元年度から３年度までの大豆の試験栽培を行った市之枝営農組合では、令和４年につきましても大豆の栽培面積が拡大し、継続的な栽培が定着したところでございます。以上でございます。
豊島委員	今の大豆ですけど、大変成果が上がっておるということをお聞きましたが、今年もまた前向きというか、上昇というか、その傾向だけで結構です。
農政課長	お答えします。市之枝営農組合につきましては、令和５年度も大豆の面積は増えておりますし、また、来年度につきましても多くの面積を栽培していただけるというお話を伺っております。以上でございます。
佐藤委員	行政報告書の８６ページ、５目で農地中間管理事業があります。この中で通信運搬費の内訳をお伝え願います。
農政課長	お答えします。農地中間管理事業を活用した利用権設定に必要な書類調整を行うための郵便料金及び切手代となります。その内訳は郵便料金４万４６８０円、切手代１万７２２６円でございます。以上でございます。
佐藤委員	続いて、行政報告書８７ページ、６目土地改良事務経費の通信運搬費６万７４１４円、携帯電話代について、通信会社の回線数、毎月の基本料金と年間を通じた通話料の金額をお伝え願います。
農政課長	お答えします。通信会社はＫＤＤＩ株式会社で回線数は２回線、基本料金は２万２０００円でかけ放題プランに加入しているため、通話料金はかかっておりません。以上で

	ございます。
佐藤委員	どんどん新しい格安プランとか各会社で出てきておりますので検討をお願いしたいと思います。 続いて９０ページの７目、揚水機管理費において、通信運搬費３万１０４８円について、浄水機場電話料金の通信会社と毎月の基本料金と年間を通じた通話料の金額をお伝え願います。
農政課長	先ほどの答弁の訂正をお願いしたいんですけど、基本料金、先ほど２万２０００円とお答えしましたが、基本料金２２００円の間違いでございました。改めて訂正させていただきます。 次の質問で、５款１項７目、揚水機管理費の通信運搬費につきましては、通信会社はＮＴＴ西日本で、基本料金は２３５０円、通話料金はかかっておりません。以上でございます。
佐藤委員	行政報告書９１ページの８目、桑原排水機管理費において、排水機管理のための設備費として受信料がかかっているんですけれども、この設備はテレビを見る目的、放送の受信を目的として使用されたことがあるかということでお尋ねいたします。
農政課長	お答えします。ＮＨＫを受信できるテレビ設備が桑原常時排水機場に１台設置してあるため受信料を支出しています。この排水機場は桑原川の水調整をするため、３６５日会計年度任用職員１人が操作員として常住しており、天気予報や災害などの情報収集を行うためテレビを設置しております。テレビアンテナとケーブルが接続してあり、今後もテレビ視聴が可能な環境を維持したいと考えております。以上でございます。
佐藤委員	続きまして、行政報告書９６ページ、３目観光費で、観光振興事業円空ロードウェブサイトサーバー賃貸借２２万４４００円につきまして、当該ウェブサイトサーバーに係る契約年月日と当該ウェブサイトサーバーの仕様及びセキュリティ対策、ウェブサイトサーバーを使用されておられるんですけれども、安価になるクラウド方式のウェブサイトサーバーを利用されない理由はなぜかということと、年度ごとの月々の平均通信容量をお伝え願います。

商工観光課長	お答えします。契約年月日は令和４年４月１日でございます。平成２９年度のウェブサイト開設以来、耐震性、耐火性、落雷対策、防湿、防塵対策などが施されたデータセンターにサーバーが設置されております。サーバーの仕様はウェブサーバー、データベースサーバーともにコンテンツマネジメントシステムにより、ウェブサイトが正常に動作する性能を有した機器の調達などを要件としております。セキュリティに関しましては、サーバー提供事業者側において２４時間３６５日のサーバー監視、ファイアウォールによる脆弱性を狙った攻撃の侵入防止、サーバーの脆弱性に対する更新プログラムの適用を行うことを要件としております。サーバー提供事業者からは通信料の具体的な開示はされておりませんが、これまでにサーバーがダウンするような事態には至っていないとの報告を受けております。議員ご指摘のクラウド方式も一考かと思いますが、当該ウェブサイトに導入されておりますコンテンツマネジメントシステムやコンテンツの一部に複雑なプログラムが用いられている箇所があるため、サーバー移転に関しましてはアプリケーション機能の動作検証や新たなプログラムの作成に別途費用が発生するなどの課題がございます。本事業で連携しております県内関係者の意向も確認しながらウェブサイトの今後の運用について調査研究してまいります。以上でございます。
佐藤委員	ウェブサイトに関してもウェブサイトサーバーの費用よりコンテンツそのものに費用をかけた方がいいかなと思います。 続いて、９７ページの３目、羽島観光交流センター施設管理費の質問に行きます。ＮＨＫ受信料３万７１１０円を生じた理由ということで、観光施設内で観光地を繰り返し案内する目的の設備じゃないかなという気もするんですけど、これはどのような目的で使用しているかということと、通信運搬費の１５万８６２７円について、電話、インターネット使用料とあるのですが、回線ごとに通信会社と毎月の基本料金と年間を通じた通話料及び通信料の金額お伝え願います。
商工観光課長	お答えします。ＮＨＫ放送を受信できるテレビ設備が体験棟に１台、休憩棟に１台の計２台設置してあるため、受信料を支出しております。同施設は市の指定緊急避難場所

	にも指定されておりますので、テレビは非常時における情報収集の手段としても有用でありますことから、今後もテレビ視聴が可能な環境を維持したいと考えております。続きまして、通信運搬費の関係ですが、はしま観光交流センターには、電話、インターネット使用を目的とした光回線とＦＡＸ使用を目的とした事務用アナログ回線の計２回線ございます。光回線の事業者はＮＴＴ西日本でインターネット及び光電話使用に係る基本料金は月額６０６１円です。これに加え、通話料などを含む年間を通した金額は８万９０４１円でございます。事務用アナログ回線の事業者もＮＴＴ西日本で回線使用に係る基本料金は月額２６４０円です。これに加え、ダイヤル通話料を含む年間を通した金額は６万９５８６円でございます。以上でございます。
佐藤委員	通信料は長期にわたって契約するので、どんどん高くなって、他の安いプランより損が出たりするので、適宜見直しとかをお願いしたいと思います。 次に、９７ページの４目の竹鼻まつり山車会館施設管理費についての質問に移ります。通信運搬費として電話、インターネット利用料がありますが、この回線ごとの通信会社と毎月の基本料金と年間を通じた通話料及び通信料の金額をお伝え願います。
商工観光課長	お答えします。竹鼻まつり山車会館には、電話、インターネット使用を目的とした光回線が１回線ございます。光回線の事業者はＮＴＴ西日本でインターネット及び光電話使用に係る基本料金は年度途中で割引額が変更になった関係で、令和４年４月から１１月までは月額６４９０円、１２月から令和５年３月までは月額６２８１円です。これに加え、通話料などを含む年間を通した金額は７万９７０６円でございます。以上でございます。
佐藤委員	こちらも固定回線にこだわらず、携帯回線とかを利用することができればさらに安くなる可能性があるので、検討をお願いできればと思います。
豊島委員	決算書１０６ページ、行政報告書８９ページの５款１項６目、土地改良費で、多面的機能支払事業の中で、国、県への返還金合わせて５１７万８４１１円について、これは議会の方でもこの関連についてはご報告をいただいておりますが、概要についてお聞きしておりますが、その経緯と

	今後の交付金等への影響、さらには対応についてお伺いをいたします。
農政課長	お答えします。返還金の経緯は活動組織の１つである小熊知風の里づくりネットワーク協議会が平成２９年度から令和３年度までの事業期間中、コロナ禍による事業規模縮小に伴い、不用額が発生したためでございます。今後の交付金等の影響につきましては、当該組織が作成した令和４年度から５年間の新たな事業計画に沿って事業が進められており、現在のところ交付金などに影響はございません。以上でございます。
豊島委員	決算書１１２ページ、行政報告書９４ページの６款１項２目、商工業振興費で、まちなか広場施設管理費の修繕料で、３０万１６２０円について、前年度と比べて２４万６６２０円の大幅な増額となっております。どのような内容なのかと、昨年度も修繕料として同じ場所で決算報告がありました。まちなか広場の施設としては、御坊瀬戸広場の修繕の対応については昨年、一昨年もですが、上がってこないわけですが、そちらの対応はよろしいのかあわせて伺います。
商工観光課長	お答えします。令和４年度のまちなか広場施設管理費修繕料が令和３年度と比べて増額となった理由としましては、青山スクエアの利用者が段差で転倒することを防止するために行ったステンレスガードの設置工事及びゴムチップ舗装の剥離による利用者の転倒を防止するために行った舗装修繕工事によるものでございます。令和３年度についても同じ青山スクエアにおける修繕を行いましたが、看板の修繕であり、令和４年度の内容とは異なります。今後、御坊瀬戸広場においても修繕が必要となる場合には予算化して対応してまいります。以上でございます。
豊島委員	決算書１１２ページで、行政報告書９５ページの６款１項２目、商工業振興費、商工業育成等事業の負担金補助及び交付金の尾州産地リバイバル支援事業に対して、ほぼ前年度と同額の支出となっております。この事業の内容と成果、これは効果がどのようにあったのか、そのご説明、報告を願います。
商工観光課長	お答えします。令和４年度の尾州産地リバイバル支援事

	業としましては、マテリアルセンターを拠点として岐阜県毛織工業協同組合が行いました人材育成確保及び販路拡大の取り組みに対して補助金を交付いたしました。人材育成確保の取り組みとしましては、テキスタイルデザイナー育成研修事業として、山地の高度な技術力を継承するための専門的かつ実践的な研修、通称マテセンスクールが実施されました。成果として、尾州産地の４社より１人ずつの社員が参加し、産地を担う人材の育成が図られたことを実施報告において確認いたしました。販路拡大の取り組みとしましては、ビジネスマッチングツアー推進事業、情報発信事業、新商品開発のための生地づくり支援事業が行われ、実施報告において次の成果を確認いたしました。ビジネスマッチングツアー推進事業では、東京都からの視察１件の受け入れが行われました。情報発信事業では、ウェブサイト、ＳＮＳを活用した産地の情報発信及びマテリアルセンターに保管された１２万点のサンプル記事の展示、管理が行われました。新商品開発のための生地づくり支援事業では、尾州産地としての付加価値の高い生地開発への支援が行われ、産地内の３社が４件の展示会に新商品を出展いたしました。以上の人材育成確保及び販路拡大の取り組みによって、尾州産地における繊維産業の活性化が図られ、経済振興の効果があったものと考えております。以上でございます。
豊島委員	決算書１１２ページ、行政報告書は９６ページの同じく６款１項２目の商工業振興費で、ビジネスチャレンジ支援事業の中で、ビジネスチャレンジ支援金１７５８万６０００円。先ほどもご質問ありましたが、効果とその成果と、さらにこれがどのように報告されておるのか、それについてお伺いをします。
商工観光課長	お答えします。先ほど安井議員にもお答えさせていただきました通り、ビジネスコンペティションにおける選考を通過した１１事業者を支援対象者に認定いたしました。支援の対象になる経緯としましては、事業を開始または拡大するために必要となる建物等改修工事費、地代、家賃、届け出手続き経費、設備等導入費、研究開発費、広告宣伝費でございます。全ての支援対象者において、支援対象事業計画書に記載された経費支出が適正に行われたか現地確認を行い、支援金の交付を行いました。本支援金が新規事業の円滑な立ち上げに活用され、経営の安定に資する効果が

	あったものと考えております。成果と報告につきましては、支援金交付要綱において、認定事業者は３年間事業状況報告書を提出しなければならないと定めており、今後、継続的に報告書の内容を確認してまいります。以上でございます。
豊島委員	同じく、これも先ほど同僚議員お尋ねありました、クラウドファンディングの活用補助金で、これについても成果と結果、どのようになったのかお伺いします。
商工観光課長	クラウドファンディング活用補助金の内容としましては、クラウドファンディングを活用した資金調達を行い、創業または商品もしくはサービスの企画開発を図る中小企業者等に対して、クラウドファンディング事業者へ支払う事務手数料の２分の１を補助するものでございます。成果としましては、１件、電気自動車のレンタカー事業を開始した有限会社オフィス・ケイへの交付を行い、クラウドファンディングを活用した新たなサービス企画開発につながったものと考えております。以上でございます。
豊島委員	決算として支出したわけですけど、その事業者が現在も続けておられるのか、それから、いわゆるこれを活用して現在の事業が育成に図られたか。そこをわかる場で結構ですが、お伺いします。
商工観光課長	お答えします。このクラウドファンディングの補助対象者でありますオフィス・ケイさんはビジネスコンペティションに選ばれました認定事業者の１１社のうちの１社でありまして、現在も電気自動車のレンタカー事業を行っております。この度のクラウドファンディング事業におきまして、レンタカー事業の使用料、利用料に係るクラウドファンディングの募集を行いまして、利用者が増えて助かったという声をお聞きしております。以上でございます。
花村委員	行政報告書の８２ページからお尋ねいたします。こちらの水田営農推進事業でありますけれども、令和４年度産主食用米作付面積及び令和３年度比について報告をしてください。
農政課長	お答えします。令和４年産主食用米作付面積は９３９ヘクタールで、令和３年産面積９４４ヘクタールに比べ５ヘ

	クタール減少しております。以上でございます。
花村委員	１０アール当たりの収量並びに作況指数はどれだけでしたか。
農政課長	お答えします。令和４年産水稲における岐阜県の１０アール当たりの収量は４８７ｋｇで作況指数は１００でございます。以上でございます。
花村委員	令和４年度産米価について報告してください。
農政課長	お答えします。令和４年産ハツシモＪＡ一等米の銘柄別生産者概算払い金額は１万２５００円でございます。以上でございます。
花村委員	経営所得安定対策における水田活用直接支払交付金と畑作物直接支払交付金の交付件数と交付金額を報告してください。
農政課長	お答えします。令和４年度水田活用の直接支払交付金の交付件数は１２６件で、国の戦略作物助成である麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、加工用米、ＷＣＳ用稲につきましては、1億８３８６万７３８９円交付されました。また、地域の特色ある産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金につきましては、６７１７万５４１６円で合計２億５１０４万２８０５円交付されました。次に畑作物の直接支払交付金につきましては、諸外国との生産条件の格差により不利のある国産農産物に対して標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を交付するもので、令和４年度の交付件数は７件で、麦と大豆に対して２８８７万７８７５円交付されました。以上でございます。
花村委員	この令和４年度の運用の見直しはされましたか。
農政課長	お答えします。令和３年度からの運用につきましては、ほぼ変更はございません。以上でございます。
花村委員	水田活用の直接支払交付金の見直しにおける５年ルールとは何なのか、説明をしてください。
農政課長	お答えします。水田機能を維持しながら、麦、大豆など

	の畑作物を生産する農地について、原則として５年に一度水稲の作付けを求めるものでございます。令和４年から８年の５年間に一度も水張りが行われない農地につきましては令和９年以降、交付金の対象となりません。以上でございます。
花村委員	次に、行政報告書８６ページの農地中間管理事業についてお尋ねをいたします。令和４年度に集積した面積及びこれまでに集積した合計面積について報告をしてください。
農政課長	お答えします。令和４年度において農地中間管理機構に集積された農地面積は５１．１ヘクタールでございます。また、令和４年度末までに農地中間管理機構に集積された合計面積は２５７．３ヘクタールでございます。以上でございます。
花村委員	農業振興地域の面積に対して、集積した面積の割合はどれだけになりますか。
農政課長	お答えします。令和４年度末時点で農地中間管理機構に集積された合計面積は市の農業振興地域内の農用地面積１５９９．４ヘクタールに対して約１６．１％に当たります。以上でございます。
花村委員	集積された土地の耕作を行う担い手は何経営体か、その内訳について報告をしてください。
農政課長	お答えします。令和４年度末時点で農地中間管理機構に集積されている農地の受け手は４０経営体で、内訳は市内の認定農業者が１８、市外の認定農業者が２、今後、認定農業者に誘導したい農業者が２０でございます。以上でございます。
花村委員	次に、行政報告書９２ページの最後にあります、森林整備促進事業についてお尋ねいたします。ここでは率にして６５０５．５％ということですけれども、大幅増額の理由について説明をしてください。
農政課長	お答えします。令和３年度森林環境譲与税を全額市役所新庁舎の木製什器購入事業に使用し、基金へ積み立てを行わなかったため、大幅増となったものでございます。以上

	でございます。
花村委員	この譲与税、今後毎年同様の額が国から譲与される見込みかどうかについて、報告をしてください。
農政課長	お答えします。森林環境譲与税は森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、平成３１年度に創設され、令和６年度から国税として１人年額１０００円の賦課徴収が開始されます。制度は今後も継続するため、国から市へ毎年決まった金額が譲与される予定です。なお、賦課徴収の開始に伴い、令和６年度以降は贈与税が増加する見込みでございます。以上でございます。
花村委員	森林環境譲与税基金残高について報告をしてください。
農政課長	令和４年度末時点の森林環境譲与税基金の残高は７１５万６０００円でございます。以上でございます。
花村委員	基金の使途と令和４年度の具体的内容、また、使うにあたっての規定などはどうなっておりますか。
農政課長	お答えします。森林を有しない本市における同基金の使途につきましては、木材利用の促進に限定されます。具体的な使途としましては、公共施設における木材利用及び木製品導入事業への充当を想定しております。令和４年度については該当する事業がなかったため、全額基金へ積み立てを行ったものでございます。以上でございます。
花村委員	行政報告書の９５ページ、大学生等支援事業についてお尋ねいたします。事業の概要についてお伺いしたいんですけれども、令和３年度にも同様の事業を実施しているので、変更点について併せて報告をしてください。
商工観光課長	お答えします。事業の概要としましては、コロナ禍、物価高の中で学生生活を送る大学生等に羽島市内で生産等された特産品を届けるものでございます。令和３年度からの主な変更点としましては、特産品を送付する事業者を市ふるさと納税の返礼品取り扱い事業者に限定した点と、送付する特産品を５０００円相当から７０００円相当に増額した点でございます。以上でございます。

花村委員	この事業では、県外に在住している大学生も対象となる中で、周知はどのように行われましたか。
商工観光課長	お答えします。県外在住の大学生等につきましては、市内に住む保護者が申し込みをするケースと保護者からの連絡を受けて学生が申し込みをするケースがございます。周知につきましては、市ホームページへの掲載に加えて広報はしま１０月号、１月号への掲載、自治会への回覧、市のＳＮＳでの発信及び成人式での案内チラシの配布を行いました。以上でございます。
花村委員	この事業で想定した該当する大学生数に対して、支援が実際に実施できた割合はどれだけになりましたか。
商工観光課長	お答えします。対象となる大学生等を２４００人と推計し、令和３年度の実績を参考に、予算上約１２００件程度の申し込みを想定しておりました。実績は１００４人、約８３．６％でございます。以上でございます。
花村委員	同じく９５ページの工場等設置奨励事業についてお尋ねいたします。奨励金を支給した４企業について、内容、支給期間などを報告してください。
商工観光課長	お答えします。工場等設置奨励事業において、岐阜羽島インター南部地区地区計画区域に進出した３件の企業に対して投下固定資産に係る固定資産税２分の１相当となる工場等設置奨励金を交付いたしました。奨励金の交付期間は、投下固定資産に対する固定資産税が賦課された年度から４年間となっていることから、日興製薬株式会社及びサンフレッシュ株式会社の２社が令和元年度から令和４年度まで、センコー株式会社が令和４年度から令和７年度まででございます。また、岐阜羽島インター南部地区地区計画区域を除く市街化区域に進出した１件の企業に対して、投下固定資産の固定資産税相当となる工場等設置奨励金を交付いたしました。奨励金の交付期間は、投下固定資産に対する固定資産税が賦課された年度から６年間となっていることから、日本エコシステム株式会社におきまして、令和３年度から令和８年度までとなっております。以上でございます。
花村委員	次に、９７ページの竹鼻まつり山車会館施設管理費につ

	いてお尋ねいたします。令和４年度中はどこの町内の山車を展示しましたか。
商工観光課長	お答えします。令和３年度からの継続展示により、令和４年４月１日時点では上城町と今町の山車を展示しておりました。同５月には上城町の代わりに下鍋屋町の山車を、同８月には今町に代わり中町の山車を、同１０月には下鍋屋町に代わり川町の山車を展示しており、延べ５両を展示いたしました。以上でございます。
花村委員	山車会館、令和４年度中の入館者数、１日当たりの入館者数、そして無料となっている中学生以下を除く有料での入館者数、入館料総額はいくらか報告をしてください。
商工観光課長	お答えします。令和４年度の入館者数は８６５人で、これを同年度の開館日数２９９日で割りますと、１日あたりの平均入館者数はおよそ２．９人です。中学生以下や減免対象者を除く有料での入館者数は４４３人で、３館共通券の販売分のうち、歴史民俗資料館及び不二竹鼻町屋ギャラリーへ分配する清算金を差し引いた入館料の総額は１２万２４３０円でございます。以上でございます。
花村委員	ここへの入館者の平均的な滞在時間は何分程度ですか。
商工観光課長	お答えします。同施設の運営業務を受託している羽島市観光協会より、平均滞在時間は１５分程度と報告を受けております。以上でございます。
近藤委員長	その他質疑はございますか。
	（発言なし）
近藤委員長	これにて産業振興部及び農業委員会事務局関係分についての質疑を終わります。 暫時休憩をいたします。ここで産業振興部、農業委員会事務局は退席していただいて結構です。執行部の入れ替えを行いますので、少しお待ちください。
	（執行部入れ替え）
近藤委員長	それでは次に、建設部関係分の質疑を行います。

	認第１号を議題といたします。認第１号中、建設部関係分についての質疑を行います。質疑のある方はご発言を願います。
原委員	行政報告書１０２ページ中段になります。橋梁維持経費について、令和４年度の社会基盤メンテナンスエキスパートの取得状況と、これで市職員のＭＥ取得は何人になったのかお聞かせください。
土木監理課長	お答えします。令和４年度に社会基盤メンテナンスエキスパートの資格を取得した市職員は１人でございます。また、令和４年度末時点での取得状況は５人でございます。以上です。
佐藤委員	行政報告書１０１ページ、道路新設改良事務経費、通信運搬費、冠水表示システム電話料（アンダーパス）７万１９４円について、冠水データを送るだけで通信料がこの金額になるのかということで、通信会社と回線ごとに毎月の基本料金と年間を通じた通話料及び通信料の金額についてお願いいたします。
土木監理課長	冠水表示システム電話料は市道千東舟橋線と市道本郷線の名神高速道路アンダーパス２カ所において、自動音声による冠水情報の発信及び確認にかかる２回線分の電話料となります。通信会社は、ＮＴＴ西日本を利用し、毎月11回線あたり月額料金はおおむね２９００円で、その内訳は回線使用料の基本料２６５０円とユニバーサルサービス料及び消費税相当額でございます。以上でございます。
豊島委員	建設部関係で、決算書歳入です。２４ページ、１２款１項４目、土木使用料の２節河川使用料で、収入未済額１２万７６００円の内容とどのような対応をされたのか、お伺いをいたします。
土木監理課長	河川使用料の収入未済額１２万７６００円につきましては、通路橋にかかる法定外公共物占用料で、平成３０年度からの未納分でございます。これらにつきましては、今年度より弁護士に債権回収業務を委託し、未納分の請求を行っており、一部納入を確認しております。以上でございます。

豊島委員	同じく、歳入歳出関連ありますので、歳入の方は決算書２６ページです。１２款１項４目、土木使用料、決算書１１２ページ、行政報告書９９ページ、７款１項１目、土木総務費、この内容は市営駐車場の新幹線駅の南と北ですが、管理運営費のうち委託料５１７万円について、集金や機器の保守点検はどこが行っておられ、現在の機器の今後の使用期限の見通しと、この駐車場の使用料収入額と収支の推移と現状について内容をお伺いします。
土木監理課長	市営駐車場の集金機器保守点検業務は株式会社日本メカトロニクスが行っています。また、使用している駐車場機器につきましては、平成２５年度からリース契約により導入し、平成３０年度のリース契約終了後、今年度で１１年目を迎えています。機器の状態や部品の供給状況を確認しつつ、今後数年は継続して使用できるものと見込んでいます。次に、駐車場管理運営に係る歳出と歳入の関係につきましては、これまでほぼ均衡していましたが、近年、新型コロナウイルス感染症の影響で使用量が著しく減少し、令和２年度には行動制限などにより、歳出に対する歳入の割合が最大約３割まで減少いたしました。その後、令和３年度は約５割程度に、令和４年度は約９割程度に回復しています。また、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行した今年度８月末時点での歳出予算額に対する使用料収入の割合は約５割となっており、このまま推移しますと年度末には歳出額を上回り、コロナ禍以前のように、歳入額と歳出額が均衡するものと予測しております。以上でございます。
花村委員	行政報告書の１００ページ、道路維持管理費についてお尋ねをいたします。ここではＬＩＮＥを通じて通報を受けておりますけれども、道路、水路損傷の通報は何件あって、その内何件について改良の対応をしましたか。
土木監理課長	令和４年度のＬＩＮＥによる道路破損等の報告件数は９９件です。そのうち、市道に関する通報については全て修繕など措置を行っております。なお、市道以外の通報については、当該施設管理者に情報を引き継ぎ、適正な管理をお願いしています。以上でございます。
花村委員	同様の質問ですけれども、行政報告書１０６ページの公園施設管理費についても、ＬＩＮＥを通じての件数と改良

	した件数について報告をしてください。
都市計画課長	令和４年度のＬＩＮＥによる通報は全部で５件あり、そのうち、公園施設の損傷に関する通報件数は４件で、全て修繕等の対応を行っております。この他にも、公園の整備に対するご意見を１件いただいておりますが、対応することが困難であることから実施されておりません。以上でございます。
花村委員	次に、行政報告書１０７ページの市営住宅施設管理費についてお尋ねいたします。施設修繕５件の内容について報告をしてください。
建築管理室長	お答えします。市営住宅の施設修繕の内容につきましては、階段室の照明器具の取替が２件、階段室の照明器具の球替えが１件、駐輪場舗装の陥没部修繕が１件、止水栓周辺の漏水修繕が１件の合計５件でございます。
花村委員	市営住宅の空き状況はどうなっていますか。
建築管理室長	令和４年度末時点の市営住宅の空き部屋は１部屋となります。この空き部屋につきましては、令和２年８月より新型コロナウイルス感染症を原因とした解雇等により、住宅の退去を余儀なくされた方を対象とした一時使用として募集を行っているものであります。以上です。
花村委員	同じく１０７ページの住宅等耐震助成事業についてお尋ねをいたします。住宅耐震助成事業によって、耐震改修を１件実施していますが、これまでの累計件数は何件ですか。また、市内住宅の耐震化率は何％になりますか。
建築管理室長	住宅耐震助成事業により耐震改修工事を実施した木造住宅はこれまでの累計で７９件となっております。また、市内住宅の耐震化率につきましては、平成３０年度の住宅土地統計調査に基づく推計値で８４％となっております。以上です。
豊島委員	建設部関係でもう一点、決算書１２２ページ、行政報告書１０６ページ、７款４項４目、公園費で公園施設管理費のうち、公園維持管理業務委託５３件について、前年度の４４件から増えております。その理由と市が管理している

	公園の中で、業務委託をしていない公園の対応はどのようにされておるのか、この説明を願います。
都市計画課長	業務委託の契約件数には、年間を通じて行う恒常的な維持管理委託の他、樹木管理や施設管理など、必要に応じて一時的に行う委託も含まれるため、年度ごとの状況によって発注件数に差が生じております。そのため、令和４年度につきましては、一時的に行う維持管理委託が増えたことに加え、公園の数も増えたことにより、業務委託の件数が増加しております。維持管理をしている公園は７１カ所あり、そのうち業務委託していない公園につきましては、美化管理活動を行う団体や市職員が直接維持管理を行っております。美化管理活動を行っている公園につきましては、２７カ所、２２団体あり、公園美化管理活動報償金を支出しておりますが､維持管理委託をしている公園についても、公園美化管理活動として、広場除草、樹木剪定、便所清掃、遊具点検などをしていただいております。以上でございます。
豊島委員	確認だけですけど、公園業務委託をされておる公園と、先ほどの団体で、草刈りや公園美化管理活動報償金を出しておる、重なる公園もあると、この確認だけお願いします。
都市計画課長	重なる公園もあります。その通りです。以上でございます。
近藤委員長	その他、質疑はございますか。
	（発言なし）
近藤委員長	これにて、認第１号中、建設部関係分について質疑を終わります。 次に、認第５号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言を願います。
花村委員	インター北土地区画整理事業についてお尋ねをいたします。行政報告書の１７６ページ、換地諸費についてお尋ねいたしますが、清算金の徴収の進捗状況、調定額の累計と納付状況について報告をしてください。
都市計画課長	令和４年度までの調定額の累計につきましては、６２１

	５万２４０４円でございます。また、令和４年度までの納付額の累計につきましては、５８４７万４１０４円で納付率は９４％でございます。以上でございます。
花村委員	同じく１７６ページの市債償還元金及び同利子についてお尋ねいたしますけど、この償還はいつまで続きますか。
都市計画課長	令和１４年度に償還を完了する予定でございます。以上でございます。
近藤委員長	その他、質疑はございますか。
	（発言なし）
近藤委員長	これにて、認第５号について質疑を終わります。 次に、認第６号を議題といたします。質疑のある方はご発言願います。
花村委員	駅北本郷土地区画整理事業についてお尋ねいたします。行政報告書は１７７ページ、換地処理についてお尋ねをいたします。清算金の徴収の進捗状況及び調定額の納付状況はどのようになっていますか。
都市計画課長	令和４年度までの調定額の累計につきましては、１３３３万３７１９円で、納付率は１００％でございます。以上でございます。
花村委員	市債償還元金がありますけれども、いつまで償還は続きますか。
都市計画課長	令和１４年度に償還を完了する予定でございます。以上でございます。
近藤委員長	その他、質疑はございますか。
	（発言なし）
近藤委員長	これにて建設部関係分について質疑を終わります。 暫時休憩をいたします。ここで建設部は退席して結構です。執行部の入れ替えを行いますので少しお待ちください。

	（執行部入れ替え）
近藤委員長	次に、上下水道部関係分の質疑を行います。 認第１号を議題といたします。認第１号中、上下水道部関係分について質疑を行います。質疑のある方はご発言を願います。
花村委員	行政報告書の８０ページ、水道事業会計負担金についてお尋ねいたします。６６６万９０００円、経営基盤強化のためとしておりますけれども、負担金の根拠についてお話ください。
経営課長	お答えいたします。行政報告書ですと８０ページ、水道事業会計負担金６６６万９０００円でございます。企業会計の決算書でいいますと４３ページの他会計負担金にあたりますが、この負担金の根拠についてお答えさせていただきます。水道事業では下水道使用料改定に伴い、令和５年１月から下水道を使用されている方の水道料金の基本料から１カ月につき４３０円を減額する措置を実施しております。今回の負担金は令和４年度予算時に試算した基本料金の減額相当分でございます。以上でございます。
近藤委員長	その他、質疑はございますか。
	（発言なし）
近藤委員長	これにて認第１号中、上下水道部関係分についての質疑を終わります。 次に、認第９号を議題といたします。 質疑を行います。質疑の方ご発言を願います。
花村委員	羽島市公営企業会計決算書の方から質問いたします。３９ページ、料金その他供給条件の設定に関する事項でありますけれども、先ほども述べられましたけども、令和５年１月１日から実施している下水道使用者の水道料金のうち１カ月当たり４３０円を減額する措置を実施しています。令和４年度中、減額した戸数並びに減額した総額はいくらになりますか。
経営課長	令和４年度中に減額した金額につきましては、６６７万７３４１円でございます。戸数につきましては、８４０９

	戸でございます。以上でございます。
花村委員	同じく３９ページの業務量、この中で有収率、昨年度比マイナス０．６％ということで悪化しております。有収率は近年上昇傾向にあったんじゃないかというふうに記憶しておりますけれども、悪化した原因ついてどのように分析していますか。
工務課長	お答えします。令和４年度の有収率低下の原因は管路の老朽化に伴う漏水の発生件数の増加が影響していると考えております。令和３年度は約１７０件に対して、令和４年度は２４０件と７０件ほど増加しております。以上です。
花村委員	同じく３９ページの中段の改良工事の概況で、桑原水源地更新事業をしたということで、これは9月に完成する予定でありました。予定通り完成しましたか。そして、総事業費はいくらかかったのか、更新工事による羽島市水道事業における変化はどういったことがあるか説明をしてください。
工務課長	お答えします。桑原水源地更新工事は令和２年度から令和４年度の３カ年で実施し、令和４年１０月１４日に完成しております。総事業費は5億５１６９万９５００円で、内訳としましては、配水池本体の築造工事が４億６０８２万８００円、場内配管工事が６３１２万５７００円、電気計装設備工事が２７７５万３０００円でございます。また、水源地の更新工事が完成したことで、羽島市の各水源地の配水池の総容量が１万５５１０㎥となり、災害時の飲料水を貯留するために厚生労働省が推奨する計画１日最大給水量の１２時間分である１万３８００㎥の目標値を超えることとなっております。以上です。
近藤委員長	その他、質疑はございますか。
	（発言なし）
近藤委員長	これにて、認第９号について質疑を終わります。 次に、認第１０号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
花村委員	公営企業会計決算書５０ページの収益的収入についてお

	尋ねいたします。令和４年度受益者負担金を賦課した筆数、総額、平均金額はいくらですか。
経営課長	令和４年度受益者負担金を賦課した筆数は３３７筆、総額は５９７０万１３００円、平均金額は１７万７１５５円でございます。
花村委員	受益者負担金の令和４年度調定に対する未収金はいくらであったかということ、また調定額に対する収納率はどれだけですか。
経営課長	令和４年度分の受益者負担金の未収金は１８０万５７００円、調定に対する収納率は９７．３％でございます。以上でございます。
花村委員	これの滞納繰越金の件数と滞納額はどういうふうですか。
経営課長	滞納繰越分の件数は５９件、滞納額は４１６万６０００円でございます。以上でございます。
花村委員	次に、羽島市企業会計決算書６２ページ、料金、その他の供給条件の設定に関する事項についてお尋ねいたします。令和５年１月１日から、基本料金と従量料金の改定を行っていますが、この改定によって３月請求分において、下水道使用料収入はいくら増えて、１世帯あたりいくら増えたことになりますか。
経営課長	令和４年３月分と令和５年３月分の下水道使用料で比較させていただきます。その比較でおきますと、税抜きで１０４７万４９１０円の増となっております。また、１戸当たりで換算いたしますと、１３９２円でございます。以上でございます。
花村委員	同じく６２ページの業務量についてお尋ねをいたします。令和４年度実施した面整備工事はどれだけですか。
工務課長	令和４年度整備した面整備は１３．３６ヘクタールでございます。以上です。
花村委員	累計供用開始面積及び下水道整備率はどれだけになりま

	すか。
工務課長	累計供用開始面積としましては、１０４５．７９ヘクタールとなり、計画区域面積１５０２ヘクタールに対し、整備率が６９．６％となっております。以上です。
花村委員	羽島市人口に対する供給開始人口、そして普及率はどれだけなりますか。
工務課長	令和４年度末の供用開始人口は３万４９４９人となり、令和５年４月１日時点での羽島市の人口６万６７２９人に対し、普及率は５２．４％となっております。以上です。
花村委員	令和４年度末における水洗化率はどれだけですか。
工務課長	お答えします。７１．７％となっております。以上です。
近藤委員長	その他、質疑はございますか。
	（発言なし）
近藤委員長	これにて上下水道部関係分についての質疑を終わります。 以上で質疑を終わります。暫時休憩をいたします。 【休憩＝午前１１時２０分】 【再開＝午前＝１１時３０分】
近藤委員長	休憩前に引き続き再開します。 続いて、討論を行います。最初に議題１号について、討論のある方はご発言を願います。
花村委員	認第１号 令和４年度羽島市一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。令和４年度において、令和４年８月から令和５年３月までの学校給食費が無償となり、児童生徒の保護者などからは大変喜ばれました。また、大学生等支援事業を令和３年度から引き続き実施し、令和３年度より支援として届ける特産品の価格を増額して１００４人に対して送ることができました。 反面、令和５年１月から実施した下水道使用料の引き上

	げを行い、激変緩和措置として、一般会計から６６６万９０００円支出して、下水道使用者８４０９件の水道基本料金の半額を減額する措置を実施しました。基本料金の減額は、令和６年１２月まで実施される予定ですが、下水道使用者の生活を応援する意味での減額ではなく、下水道料金の引き上げがあまりにも大幅であったため、その事実を多くの市民が実感することを恐れたためです。決して評価できる施策ではありません。 　敬老事業では７５歳、８０歳、９０歳、９９歳に送っていた長寿お祝い商品券を令和４年度から７５歳だけとしました。令和４年度に限り、７６歳から７８歳の方にも送りましたが、令和４年度限りの措置です。日本では、米寿、卒寿、白寿など、年を重ねる事を祝い事としてきました。厳しい財政運営が市民がお年寄りの長寿を祝い合う気持ちまで奪ってしまったようで非常に残念です。 　令和３年１０月から始まった家庭系ごみの有料化によって、令和４年度には燃えるごみ、不燃ごみ、粗大ごみの手数料として合計７８４２万７６００円徴収しました。原油高などから羽島市手数料が１枚当たり３６円上乗せされた燃えるごみの袋代は１０枚当たり５００円台で買えたものが今、７００円以上のものがあるなど、値上がりしています。物価も値上がりして生活が大変なときにごみ袋の値段が高いと市民から悲鳴の声が上がっています。 　毎年指摘している自衛官募集事務では令和４年度は羽島市在住の１８歳になる男女２３８人に対してダイレクトメールを発送しました。さらに問題なのは、１８歳男女と２２歳になる男女の宛名、住所を印字した宛名ラベルを防衛省に渡していることです。若者の個人情報を本人や家族に一切知らせることなく渡しています。消防や警察、教員など、公務員の仕事は他にもいろいろありますが、こういった募集の仕方をすること、市役所が便宜を図っているのは自衛官だけで極めて不自然です。自衛官募集事務を羽島市が実施する必要はありません。 　以上の理由で、認第１号に反対します。
近藤委員長	その他、いいですか。
	（発言なし）
近藤委員長	それでは、採決を行います。認第１号は原案の通り認定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

	（挙手多数）
近藤委員長	挙手多数であります。よって、認第１号は原案の通り認定することに決しました。 次に、認第２号について討論を行います。討論のある方はご発言願います。
花村委員	認第２号 令和４年度羽島市国民健康保険歳入歳出決算の認定について、令和４年度羽島市国民健康保険の保険税所得割率、均等割額、世帯割額は、基金１億６４７５万円を投入することによって改定されませんでした。コロナ禍で生活が大変な中、大変良かったですが、賦課限度額は令和３年度と比べ３万円増額され、１０２万円になりました。この結果、１８８世帯に対して４５４万円税額が上昇しました。賦課限度額は１５年前、２００３年は６８万円でしたが、それが毎年のように引き上げされた結果、１５年間で１．５倍という高い割合になります。他の健康保険と比べても大変高い国民健康保険の保険税をさらに高額にして、安心して医療にかかることができる環境を阻害しています。このような理由で認第２号に反対します。
近藤委員長	討論を終わります。 採決を行います。認第２号は原案の通り認定することに賛成の委員の挙手を願います。 （挙手多数）
近藤委員長	挙手多数であります。よって、認第２号は原案の通り認定することに決しました。 次に、認第３号について討論を行います。討論のある方はご発言を願います。 （発言なし）
近藤委員長	討論を終わります。 採決を行います。認第３号は原案の通り認定することにご異議ございませんか。 （異議なし）

近藤委員長	ご異議なしと認め、認第３号は原案の通り認定することに決しました。 次に、認第４号について討論を行います。討論のある方はご発言を願います。
	（発言なし）
近藤委員長	討論を終わります。 採決を行います。認第４号は原案の通り認定することにご異議ありませんか。
	（異議なし）
近藤委員長	ご異議なしと認め、認第４号は原案の通り認定することに決しました。 次に、認第５号について討論を行います。討論のある方はご発言を願います。
	（発言なし）
近藤委員長	討論を終わります。 採決を行います。認第５号は原案の通り認定することにご異議ございませんか。
	（異議なし）
近藤委員長	ご異議なしと認め、認第５号は原案の通り認定することに決しました。 次に、認第６号について討論を行います。討論のある方はご発言を願います。
	（発言なし）
近藤委員長	討論を終わります。 採決を行います。認第６号は原案の通り認定することにご異議ありませんか。
	（発言なし）
近藤委員長	ご異議なしと認め、認第６号は原案の通り認定することに決しました。

	次に、認第７号について討論を行います。討論のある方はご発言願います。
花村委員	認第７号 令和４年度羽島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。令和４年度は後期高齢者医療保険料が見直され、均等割額は４万４４１１円から４万６０２３円に１６１２円引き上げられ、所得割の率も８．５５％から８．９％に０．３５％引き上げが行われました。賦課限度額についても６４万円であったものを６６万円に２万円引き上げられました。この結果、加入者１人当たりの年間保険料は６万９３８４円になりました。加入者１人当たりの平均所得金額は基礎控除後、約６３万９０００円しかないので、所得の約１０．８６％に当たります。これは１年間の所得の１．３カ月分に当たります。その結果、保険料を払いきれない方が５６人発生し、総額約４０８万４０００円の滞納額となっています。１人約７万２９００円なります。３カ月の短期保険証しか持たない方が１１人おられるなどして、これでは安心して医療にかかることができません。所得がない方からも保険料を徴収しています。これに加えて、令和４年１０月１日から後期高齢者の一部の自己負担割合が１割から２割に引き上げられました。現役並み所得のある方は自己負担が３割の支払いが求められます。高齢になれば誰でも病気がちになり、医療にかかる機会が増えます。そういった高齢者の医療保険において高額の保険料の支払いを求めながら、医療にかかったときの負担も一層重くなったので、認第７号に反対します。
近藤委員長	討論を終わります。 採決を行います。認第７号は原案の通り認定することに賛成の委員の挙手を願います。 （挙手多数）
近藤委員長	挙手多数であります。よって、認第７号は原案の通り認定することに決しました。 次に、認第８号について討論を行います。討論のある方はご発言願います。 （発言なし）

近藤委員長	討論を終わります。 採決を行います。認第８号は原案の通り認定することにご異議ありませんか。
	（異議なし）
近藤委員長	ご異議なしと認め、認第８号は原案の通り認定することに決しました。 次に、認第９号について討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	（発言なし）
近藤委員長	討論を終わります。 採決を行います。認第９号は原案の通り認定することにご異議ありませんか。
	（異議なし）
近藤委員長	ご異議なしと認め、認第９号は原案の通り認定することに決しました。 次に、認第１０号について討論を行います。討論のある方はご発言願います。
花村委員	認第１０号 令和４年度羽島市下水道事業会計決算の認定について討論を行います。令和５年１月から下水道使用料を基本料金１１００円を１５３０円に４３０円、３９％引き上げ、従量料金も１㎥当たり１０５円を１４７円に４２円、４０％の引き上げを行いました。これにより、令和４年１月分と２月分の支払いを求める３月請求分については１世帯当たり１３９２円引き上がりました。およそ４割という大幅な引き上げであるために、羽島市は令和５年１月から令和６年１２月までの２年間、下水道を使用している方の水道基本料金を半額としております。これにより、下水道を使用している方は、令和５年１月当初は、水道基本料金８６０円の半額分４３０円引かれて、下水道使用料が引き上げられ、令和７年１月に水道料金基本料金が元に戻るため、本来の負担となります。こういった措置を取らなければならないほど大幅な引き上げを実施したということです。あえて言うなら、大幅な引き上げをしたことを下

	水道を使用されている方に気が付かれないように令和５年１月と令和７年１月に２度に分けて引き上げるという策を取ったと言えます。下水道受益者負担金も平均１７万７１５５円徴収しています。こういったことが、家の前に下水道が整備されても利用しないことにつながります。より多くの方に利用してもらい、水洗化率を上げるためにこういったことは慎むべきなので、認第１０号に反対します。
近藤委員長	討論を終わります。 採決を行います。認第１０号は原案の通り認定することに賛成の委員の挙手を願います。 （挙手多数）
近藤委員長	挙手多数であります。よって認第１０号は原案の通り認定することに決しました。 以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。これをもちまして予算決算特別委員会を終了いたします。なお委員長報告についてはご一任願います。本日はご苦労様でした。 【委員会終了＝午前１１時４２分】